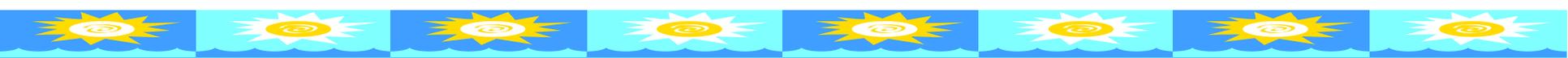




ほのぼのの教室

介護保険のしくみと

退院後のリハビリについて



介護保険の仕組み



① 介護保険料納付



各市区町村

(保険料をためる)



③ サービスの提供

← ② 介護が必要になる



介護保険のしくみ



【介護保険料】

- ・だれが？・・・40歳以上の方から徴収
- ・どのように・・・医療保険料と一緒に納入
年金より天引き　　.....
- ・滞納すると・・・
サービス利用時の自己負担が高くなる
財産のさしおさえ など

介護保険のしくみ

【介護保険を使いたい場合は・・・】

1. まずは申請

⇒区役所、地域ケアプラザ、病院など

2. ご本人の状態の確認

⇒①担当者による本人面接（認定調査）

⇒②主治医の診断（主治医意見書）

3. 判定・・・要支援1～2、要介護度1～5

⇒郵便で自宅へ通知

（申請から約1カ月以上後）

介護保険のしくみ

【介護保険を使いたい場合は・・・】

4. ケアプランの作成

どのサービスをどのように利用するか計画

* 利用には限度がある

例：要支援1：約5万

要介護度5：約37万（1カ月につき）

・限度内のサービス利用・・・自己負担は1割

・ケアプラン作成の相談

要支援・・・包括支援センター（地域ケアプラザ）

要介護・・・ケアマネージャー

介護保険のしくみ

例 介護度2の方の場合……

●利用の限度額:19万4800円

ヘルパー:週2回(1時間)

訪問看護:月2回

デイケア:週2回(6時間)

福祉用具レンタル:ベット 車椅子

●利用額:15万9960円

⇒自己負担:1万5996円

介護保険のしくみ

* 利用料金のあれこれ

1. 住宅改修費、福祉用具購入費は、利用限度額とは別だて

- ・住宅改修：20万（原則1人一生涯1回）
- ・福祉用具購入：10万（1年につき）

* 横浜市独自サービス

「住環境整備事業」

- ・基準上限 100万まで
- ・介護保険以上の改修必要と認められる場合
- ・所得により自己負担かわる

介護保険のしくみ

* 利用料金のあれこれ

2. 自己負担には上限額あり(=高額介護サービス費)
上限:15,000~37,200円(収入により4段階)
区役所にて申請

⇒「介護保険負担限度額認定証」を取得

3. 医療費控除

年間10万を超える医療費、サービス費
算定できるサービスが限定

4. 介護度が重い方の場合

・水道料金減免(4,5の方) ・所得税などの減免

介護保険のしくみ

* 介護保険在宅サービス

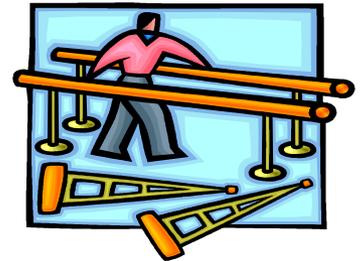
1. 訪問介護(ホームヘルプ)
2. 訪問入浴介護
3. 訪問看護
4. 訪問リハビリテーション
5. 居宅療養管理指導(往診など) 1～5:訪問系サービス
6. 通所介護
7. 通所リハビリテーション 6～7:通所系サービス
8. 短期入所生活介護、療養介護
9. 福祉用具レンタル、購入
10. 住宅改修費

退院後のリハビリ方法

① 医療保険をつかって

② 介護保険をつかって

③ その他



退院後のリハビリ方法

① 医療保険をつかって

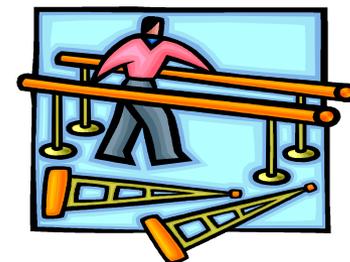
外来リハビリ

⇒ 外来医師へ受診

⇒ 医師の指示で開始

介護保険との併用は原則ダメ！

(例外あり)



退院後のリハビリ方法

②介護保険をつかって

1. 訪問リハビリ
2. 通所リハビリ(デイケア)
3. 通所介護(デイサービス)

* パワーリハ機能つきなど



通所リハビリ(デイケア)



デイケアでのパワーリハビリテーション

送迎



バイタル・健康
チェック



準備体操



トレーニング



送迎



退院後のリハビリ方法

③その他

1. 横浜リハビリテーションセンター
2. 横浜ラポール
3. リハビリ教室（年齢制限あり） 等

* ご利用に関する相談は、
各区役所の障害担当へご相談下さい。



横浜リハビリテーションセンターでできる事



調理の練習



屋外の歩行練習



階段の練習



交通機関の利用練習



入浴の動作確認

その他、社会復帰に向けての就労訓練なども行います。

横浜ラポール



Table tennis



Swimming



Flying disk



Bowling

障害のある方や、
身体の機能を維持し
たい方など、
どなたでも利用できる
横浜市の施設です。

リハビリ教室（横浜市）

■ 利用できる方	脳卒中等による中途障害者です。 ■横浜市在住の方 ■おおむね65歳までの方
■ 開催日	水曜日 9:30～11:30
■ 利用料金	なし（実費程度）
■ プログラム	言語リハビリ教室、機能リハビリ教室
■ 講師	言語聴覚士・理学療法士・作業療法士・障害者スポーツ指導員など

各区ごとに開催しています。